

全国生活保護裁判連絡会

第5回総会in札幌のご案内

日時

1999年9月5日(日)

午前9時半開場、10時開会～午後4時まで

会場

道民活動振興センター「かでの2・7」
札幌市中央区北2条西7丁目

プログラム

9:30 受付

10:00 開会あいさつ

特別報告① 深堀寿美(弁護士)「中嶋訴訟控訴審勝利報告」

特別報告② 奥村 回(弁護士)「高訴訟1審勝利報告」

現地からの報告 北海道生活と健康を守る会 会長 三浦誠一

記念講演 杉村 宏(北海道大学教授)

「生活貧困層の現状とナショナル・ミニマム保障」
～北海道の貧困の現状に即して～

経過報告 生保裁判連事務局

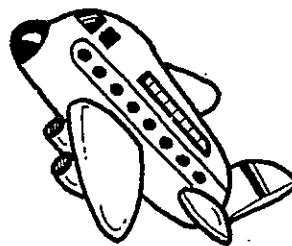
1:00 分科会

①北海道における生活保護運動の到達点と課題

②法4条をめぐる今日的課題

③介護保障、介護保険と生活保護

まとめ



秋の匂いをただよわせ

北海道がお待ちしています

道生連 細川 久美子

本州は梅雨の真っ最中でしょうか。この度の豪雨の被害による犠牲者の方々に心より哀悼の意を表します。北海道は、厳しい冬の季節を経て、春爛漫から暑い夏へと季節の楽しさを感じる毎日を通じています。

先日(六月二十五日)、札幌市との交渉が行われました。生活保護の争点になったのは、申請をした後で「取り下げ」をさせている人権侵害です。Aさんは申請をした翌日にケースワーカーが訪問し、「弟と長男に面倒を見てもらうので取り下げます」と無理やり「取り下げ書」を書かされました。勿論申請したけれども取り下げるケースは現実にあると思いますが、平成九年度全市で二九六件、八年度で三三〇件という異常な取り下げ件数があることがわかり、交渉の争点となったものです。

後をたちません。

あと二カ月ちょっとで全国生活保護裁判連絡会総会と交流会が北海道・札幌で開かれます。全国から、多くの皆さんに参加していただき、その活動をおおいに学びあう場にしていきたいと考えています。

北海道社保協もその一翼をなうことを総会で決めました。七月中には、北海道実行委員会を結成し、生活保護にかかわる北海道の人たちへも呼びかけ、全国から参加される皆さんをお迎えしようという道生連常任理事会ははりきっています。

九月、北海道はもう秋の匂いをただよわせています。また秋の味覚も格別です。お待ちしております。

(六・三〇記)



福岡・中嶋訴訟（学資保険裁判）

最高裁に係属して半年・・・

東京弁護士との会議始まる！

弁護士 深堀 寿美

1. 中嶋訴訟が最高裁に係属して半年経ちました。福岡での常任弁護団は、これまで、最高裁へ届ける書面をどのように書いたら最高裁の裁判官も高等裁判所の判断を正しいと判断してくれるのか、という議論を重ねてきましたが、何しろ憲法裁判において高裁で勝訴して最高裁で相手の上告を受けて立つ、というのは初めてです。最高裁での審理の特殊性をにらんで、闘い方を誤らないようにしなければなりません。

3. その会議では、まず最高裁を舞台にしてどのように訴訟を進行させていくのか、また、裁判所外でいかにこの訴訟を広く国民のみなさんに知っていただき、世論として福岡高裁の判断の正しさを後

4. 最近、生活保護を巡る判決が地裁・高裁レベルで沢山出ていますので、最高裁が何らかのアクション

5. 福岡の弁護団は、「最高裁の弁論は名古屋の訴訟で開いていた

ジョンを起こすのではないかと考えられる、具体的には生活保護裁判での弁論を開くのではないかと、との指摘が東京の弁護団からなされました。

だき、中嶋訴訟はひっそりと相手方の上告棄却で終わらせたい！」のが本音ですが、甘い期待の上に乗ることなく準備をすすめようと考えています。

ま、それはさておき、何が何でもこの中嶋訴訟の高裁勝訴判決を確定させたいと思っています。弁

2. そこで、これまで、最高裁での憲法裁判を闘ってこられた経験のある東京の弁護士に弁護団に加わっていただくことにしました。その全体の弁護団会議を東京で六月二四日に開きました。お忙しい中、小川政亮先生にもご参加いただきました。

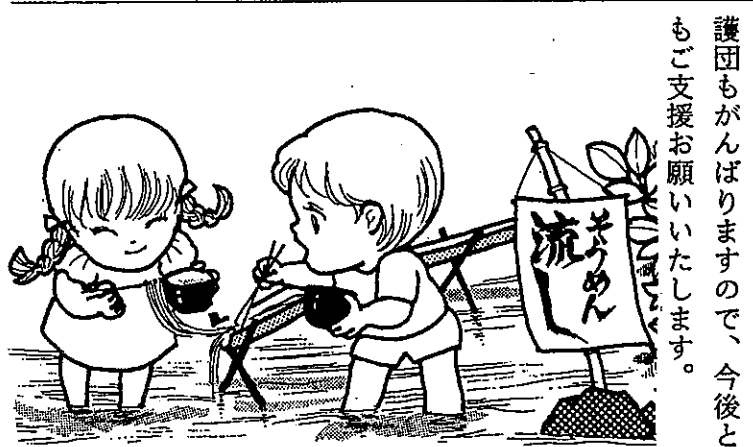
「学資保険裁判を支援する会」の 全国組織結成に向け ただ今、奮闘中！

準備室 杉本 美江

五月の全生連全国理事会の提起をうけて六月から「学資保険裁判を支援する会」準備室を全生連事務局内におき、結成にむけてのとりくみをはじめています。

要請にいった団体からは「高校進学が生活保護で認められていなかったとは、知らなかった」「保護家庭の子どもは高校にはどうやって入ることになるのか」「不況で授業料が払えない家庭が増え、退学を余儀なくされている」「だけれどもが学ぶ権利が保障されるべきだ」「高裁の判決がでたら、ずいぶん時間がたっている、とりくみが遅いのは、裁判の審議状況からみてだいじょうぶなのか」「意義は分かるが、人手が足りないの

全生連事務局長は「この裁判に勝利すれば、生活保護行政に決定的に影響を与える、憲法二五条を守る重要な運動である。」また不況のもとでの生活保護の実態、全生連の運動の状況など訴え、「よびかけ団体となってほしい、七月中には組織での確認が得られるよう検討いただきたい」と、要請しました。全生連としては、よびかけ団体が確認でき次第、「支援する会」を結成（一〇月はじめ）する予定でとりくみをはじめていきます。



護団もがんばりますので、今後ともご支援お願いいたします。

六。三京都。学資保険裁判シンポ

利用者、市民、団体と

ケースワーカーの共同の取り組みが前進！

生活保護の「適正化」（という名の保護しめつけ）が浸透してくると、利用者（受給者）とケースワーカーは、えてして対立的な立場に置かれます。そして、不幸な事件がおきたり、不服申立が頻発したりします。

しかし、憲法で保障された生存権を守り実現していくことは私たちケースワーカーの仕事であるし、市民は健康で文化的な最低限度の生活する権利を有しています。もともと矛盾した立場やいがみあう立場ではないはず。 「適正化」政策を押し進めてきた国や自治体当局こそが問題の根源と言えるでしょう。

このような共通認識のもとで、昨年十一月、京都市職労民生支部や生健会（生活と健康を守る会）、利用者が実行委員会を結成し、生活保護シンポが開催され大きく成功しました。

この成功をさらに発展させようと、今回「学資保険裁判シンポ」が開催されました。

シンポジウムでの主な報告は、次のとおりです。

○「当たり前のこと（お金をためて高校に行くこと）を当たり前のこととしてわかってもらいうために頑張った」（中嶋訴訟弁護団・深堀寿美弁護士）

○「親がすり切れないような生活保護を。不正なことは一切しない」と決意して子供を税金の払える子供にしようと頑張った」（二元保護受給者・江守さん）

○「リストラ、不況で私立高校に行けない子が定時制や通信制にきている」（中学校教師・大平さん）

○「親としてはどんなにしんどくても娘の伸びるところは伸ばしてやりたい」（母子家庭の母・

須藤さん）

○「子どもを高校に行かすためには貯金しようと保護世帯に言っている」（生活保護ケースワーカー・木下さん）

○「中嶋訴訟では、身を削ってでも子どもを高校に行かせたいと努力した中嶋さん父母の思いを汲んでどうやったら高校に行かせることができるかという立場でのケースワーカーが必要だったのに、それは逆のことがやられた」（尾藤弁護士）

いずれも、誰もがうなずく感動的な報告が行われました。

また、討議のなかで、「年金」「生活保護受給者」目当てのサラ金のチラシが公然と新聞に挟まれて出回っているなど、低所得者がサラ金の標的になっている恐ろしい状況などがリアルに報告されま

した。
今度、八月には「学資保険裁判を支える京都の会」の結成が予定されるなど、運動も本格的に展開していくことが確認されました。



「学資保険裁判を支える会」への入会を訴えます！

○現在、中嶋訴訟の支援運動は、全国キャラバンという形で進められています。今回のシンポジウムやケースワーカーの集会などで原告本人や「守る会」の役員、また弁護士などが支援の訴えをしています（広島、京都、横浜などで実施）。今後、この運動を全国的に広げ、署名や学習活動を強化し、最高裁で必ず勝利するため「中嶋訴訟を支える会」が結成されました。全国の仲間の皆さんの加入を訴えます。

○加入される方は、下記「支える会」まで電話、FAX、葉書にて申し込んでください。

「学資保険裁判を支える会」

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-5-5

全国生活と健康を守る会連合会・気付

1 金沢の高訴訟の判決が、六月一日、金沢地方裁判所で、言い渡されました。

勝訴判決です。
地元では、多くのマスコミが皆さんに取材攻勢をかけ、全ての報道が好意的かつ障害者問題や生活保護等を前進させるものと評価してくれました。

高さん自身も、その後、街角等で沢山の方から、良かったね等の言葉も掛けられ、改めて、訴訟等をやってきたことが報われたとの感も持ったとのことでした。

2 事件そのものは、すでに何度か紹介したように、石川県心身障害者扶養共済年金(月額二万円)が、生活保護費決定の際に収入認定されてきたことにつき、その収入認定の違法性を問い、さらに高さんに支給されている他人介護料の認定額が、現実の必要に比し、極めて低額なため、他人介護料特別基準の設定の違法性(金額そのもの及び厚生大臣設定の特別基準の上限の存否)を問うたものです。

3 裁判は、大阪市立大学の木下教授、竹下弁護士、
等に乘せられて、もとい、励まされて、他人介護料特別基準の上限問題、障害者の自立、自己決定権

等の根本的な問題にまで発展し、国側も(被告は金沢社会福祉事務所長ですが、被告代理人に訟務検事が着き実質的相手は国)ついに、本来、原告高さんの場合は、介護費用が高額になってしまいうから、施設収容が考えられるべきである等のことまで言い出し、かなり本格的な社会保障裁判となつてしま

藤訴訟、福岡中嶋訴訟等の生活保護関係裁判の勝訴判決の流れを更に一歩進めたものと思います。
また、判決は、高さんの生活実態をきちんと認定し、高さんという障害者に対する生活保障ことに生活保護による保障が、極めて不足状態にあることを認めました。
また、障害者福祉の法及び政策の

と捉えるのが相当」とも判示しました。
また、生活保護実務での収入認定に当たっては、具体的な事例ごとにその具体的な諸事情を総合考慮して判断すべき等とし、被告の形式的な認定実務に対する実質的な批判も含まれるものと評価できるものです。

6 原告及び代理人は、六月二二日、金沢市長及び金沢社会福祉事務所長に対し、控訴しないこと、判決の趣旨を生かした実務を行え等の申入れをし(言葉とは裏腹に被告控訴を焚き付けにいったようなものですが)、その結果?被告は、六月二四日名古屋高裁金沢支部へ控訴しました。

北陸の隅から、おとなしい男の豪胆無比かつ大胆不敵な報告

金沢・高訴訟・勝訴判決

弁護士 奥村 回

った。

北陸の隅で、しとやかに、静かに訴訟を進行させ、話題とならないうちに、事実上の何かを獲得しようかという代理人のおとなしい性格にそった計画は、竹下弁護士の大声で、木端微塵となつてしまったのでした。

4 判決は、勝訴であり、秋田加

流れにも触れ、そこから障害者の自立、自己決定権が存在すること、さらに(生活保護)「法の目的とする「自立」の概念も、単なる経済的自立(施しをうけない生活)にとどまらず、たとえば他人の介護なくして生きることのできない障害を有する要保護者との関係では、その自律的な生活を助長するとの意をも含めた、より広い概念

5 かように、判決はなかなか「真面目な」判決であり、評価すべき点多いものですが、他人介護料特別基準の上限問題や収容保護問題等については、大幅な行政裁量を認めて、原告側の主張を排斥してしまうという面もあり、大きな課題が残されるものであります。



代理人としては、高裁での再度の障害者論、生活保護論の展開の場を与えられることとなり、涙・涙・涙?の今日この頃です。
七月三十一日(土)午後三時から、高裁に向けてのガンパロー集会を行います。参加、ご支援のほどよろしくお願い致します。